平成２４年（フ）第１６９５号
札幌市豊平区豊平１条５丁目２番12―201号
債務者　山崎　貞子
1　決定年月日時　平成24年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１７０９号
札幌市白石区菊水上町１条２丁目46番地　上町マンション202号
債務者　森山　智美（旧姓佐藤）
1　決定年月日時　平成24年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１７１８号
札幌市北区新琴似８条13丁目６番４号　石美マンション203号
債務者　阿部　勝美
1　決定年月日時　平成24年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１７４５号
札幌市中央区南８条西６丁目423番地　現代ハイツパート２－Ｃ－１号
債務者　佐々木俊二
1　決定年月日時　平成24年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１７８５号
札幌市北区新川２条10丁目１番26号　篠田ハイム新川101号
債務者　越後谷みゆき
1　決定年月日時　平成24年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１８４７号
札幌市北区北23条西４丁目２番３―913号
債務者　佐々木つぐみ
1　決定年月日時　平成24年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１８５０号
札幌市中央区南８条西７丁目1782番地11　春実マンション17号
債務者　三上　直文
1　決定年月日時　平成24年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第６４号
千葉県東金市田間590番地１　コープ野村Ｃ―210
債務者　清宮　愛広
1　決定年月日時　平成24年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月19日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２４年（フ）第１０７０号
名古屋市中村区十王町19番11号　三鈴ライフ１Ｃ
債務者　藤村　豊江
1　決定年月日時　平成24年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月19日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１１７９号
愛知県春日井市神屋町654番地448　エスプリ神屋303号室
債務者　古田　智春
1　決定年月日時　平成24年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月19日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第３６７１号
大阪府吹田市五月が丘南14番13号
債務者　安本奈保美
1　決定年月日時　平成24年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３８４２号
大阪府高槻市西町８番15号
債務者　竹原　浩司
1　決定年月日時　平成24年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３９８３号
大阪市此花区四貫島１丁目４番14号　202、前住所大阪市此花区西島４丁目１番21―414号
債務者　手塚　信行
1　決定年月日時　平成24年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４０７０号
大阪府東大阪市鴻池町２丁目１番６―1006号　シャルマンフジ鴻池新田グランフォーラム
債務者　エムズマシナリーこと　三浦　豊弘
1　決定年月日時　平成24年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４１６４号
大阪府東大阪市瓜生堂１丁目21番12号
債務者　畑　千枝子
1　決定年月日時　平成24年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４２６０号
大阪府枚方市長尾元町５丁目17番３―205号
債務者　岡山正一こと　金　　承賢
1　決定年月日時　平成24年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４３４７号
大阪市城東区野江４丁目14番２―407号
債務者　住田　弘行
1　決定年月日時　平成24年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部